

幼稚園教諭の普通免許状に係る所要資格の期限付き特例について

平成27年4月1日より施行されている幼稚園教諭の普通免許状に係る所要資格の期限付き特例制度（以下、「本特例制度」という。）の運用にあたり、関係各位においては、下記について御確認くださいようお願いします。

1. 幼稚園教諭一種免許状授与の際の基礎資格について（施行規則附則第7項関係）

学士の学位を有すること（学校教育法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められる場合を含む。以下同じ。）、かつ、指定保育士養成施設を卒業していること又は保育士試験に合格していることが基礎資格とされているため、短期大学士のみを有している場合は、対象とならないこと。

例えば、短期大学を卒業後、学士を有せずに、大学院における個別の入学資格審査により、大学院へ入学した者は対象とはならないこと。

2. 幼稚園教諭免許状を授与できない者について（法第5条第1項関係）

本特例制度において免許状を授与する際も、法第5条第1項が適用されるため、高等学校を卒業していない者（ただし、文部科学大臣において高等学校を卒業した者と同等以上の資格を有すると認めた者を除く。）には、授与することができないこと。

3. 法附則第18項に規定する職員について（施行規則附則第8項関係）

(1) 幼稚園の園長、副園長について（施行規則附則第8項第1号関係）

幼稚園の園長について、園務をつかさどり、所属職員を監督する（学校教育法（昭和22年法律第26号）第27条第4項）と規定されており、「専ら園児の保育に従事する職員」と解することは難しく、法附則第18項に規定する職員として含めることはできないこと。

同様に、幼稚園の副園長についても、園長を助け、命を受けて園務をつかさどる（学校教育法（昭和22年法律第26号）第27条第5項）と規定されており、「専ら園児の保育に従事する職員」と解することは難しく、法附則第18項に規定する職員として含めることはできないこと。

(2) 幼保連携型認定こども園の園長、副園長について（施行規則附則第8項第2号関係）

幼保連携型認定こども園の園長について、園務をつかさどり、所属職員を監督する

(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第14条第3項）と規定されており、「園児の教育及び保育に従事する職員」と解することは難しく、法附則第18項に規定する職員として含めることはできないこと。

同様に、幼保連携型認定こども園の副園長についても、園長を助け、命を受けて園務をつかさどる（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第14条第4項）と規定されており、「園児の教育及び保育に従事する職員」と解することは難しく、法附則第18項に規定する職員として含めることはできないこと。

(3) 施行規則附則第8項第3号に規定する施設の園長、副園長について（施行規則附則第8項第3号関係）

当該施設の園長、副園長について法律上定義がなく、施設によっては園長（管理職）であっても保育業務を行っている場合もあり、各都道府県教育委員会において書面のみで保育業務を行っているか否か判断することは難しい。

一方、保育士については児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の4において「保育士登録をし、保育士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行うことを業とする者」と規定されており、施行規則附則第8項第3号に規定する施設の園長、副園長については、保育士登録をし、当該施設で勤務している場合は、法附則第18項に規定する職員として含めることはできることとする。

(4) 認可外保育施設について

平成25年8月8日付25文科初第592号において通知しているとおり、認可外保育施設のうち、文部科学大臣決定に規定する基準を満たし、当該満たしていることにつき都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長から証明書の交付を受けている施設についての「証明書の交付」は、「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付について」（平成17年1月21日雇児発第0121002号）に基づくものである必要があるため、当該証明書の交付を受けていない間の同施設での勤務経験は在職年数に含むことはできないこと。

(5) 対象施設について

本特例により対象となる施設は別添3のとおりであり、へき地保育所なども含まれるものである。今一度ご確認いただきたい。

平成25年8月21日開催された各都道府県教育委員会教員免許事務担当者説明会において依頼させていただいているが、各都道府県及び都道府県教育委員会におかれては、対象施設については、ホームページ等で公開するよう協力いただきたい。

4. 本特例で使用可能な単位について（施行規則附則第9項及び第10項関係）

- (1) 教員養成機関で取得した単位について（施行規則附則第9項）
大学において修得する単位と規定しているため、施行規則第27条に基づき指定を受けた教員養成機関で取得した単位は使用することはできないこと。
- (2) 基礎資格を取得する前に取得した単位について（施行規則附則第10項表第3欄及び備考第3号）
基礎資格を取得する前に取得した単位も、単位数に含めることができること。
- (3) 既修得単位の流用について（施行規則附則第10項表備考第3号）
平成25年8月8日付25文科初第592号において、基礎資格取得前に修得した単位も単位数に含めることができることを通知しており、平成25年8月21日開催された各都道府県教育委員会教員免許事務担当者説明会において、「基本的には幼稚園教諭認定課程における単位の修得が必要だが、これ以外の認定課程で修得した単位を認める場合、修得単位の内容が本特例で想定されている内容であるかどうか確認すること。」と示した。これについて、各都道府県教育委員会において既修得単位の内容の確認を行うことは極めて煩雑であり、都道府県によって運用が異なっていることから、以下のとおり統一することとする。
 - 施行規則第6条表備考各号に準じて、他の学校種の教職課程において修得した単位をもってあてることができることとする。
 - 既修得単位の流用にあたっては、大学における多様な科目の開設状況に鑑み、本特例において修得すべき事項が含まれている科目の単位であれば、事項ごとの単位数の確認ができない場合であっても使用することは差し支えないものとする。このため、例えば、教職の意義等に関する科目（「教職の意義及び教員の役割」、「教員の職務内容（研修、サービス及び身分保障等を含む。）」及び「進路選択に資する各種機械の提供等」）の内容を合わせて2単位の科目として開設されているものを履修した場合については、本特例で求められている科目（「教職の意義及び教員の役割」及び「教員の職務内容（研修、サービス及び身分保障等を含む。）」）（2単位）を履修したものとみなして差し支えないものとする。
 - 本特例のために設けられた講座・科目以外の講座・科目において既に修得した「教育に関する社会的、制度的又は経営的事項」を含む単位を用いる場合で、その内容に日本国憲法が含まれていることが確認できない場合であっても、施行規則第66条の6に定める日本国憲法の単位を修得していることが確認できれば、日本国憲法を学んだものとみなして差し支えないものとする。

- 現行法施行前に修得した単位で、本特例に必要な科目が含まれていないものについては使用することができないこと。

(参考)

- ・平成元年度以前に修得した単位は、全て使用することができない。
- ・平成12年度以前に修得した単位は、「教職の意義及び教員の役割」及び「教員の職務内容（研修、服務及び身分保障等を含む。）」に該当する事項がないため、当該事項にかかる単位は新たに修得する必要があること。

(4) 短期大学で取得した単位について（施行規則附則第10項表備考第4号）

一種免許状に係る第三欄に定める単位数は、学位規則第6条第1項に規定する独立行政法人大学評価・学位授与機構が定める要件を満たす短期大学の専攻科の課程において修得できると規定しているため、短期大学で取得した単位は一種免許状取得のための単位として使用することができないこと。これに関して、本特例講座に応じて開設された講座・科目についても同様であること。

5. 教育職員免許法改正における経過措置について

平成31年4月1日より教育職員免許法が改正（平成28年11月28日法律第87号）となり、平成31年4月1日以前に所要資格を満たしていたとしても、平成31年4月1日以降において本特例により幼稚園免許状の授与の申請を行う場合には新法適用となる。学力に関する証明書の作成等において、改正前の法令に基づくことのないよう注意すること。

6. 本特例の終了期限の取扱いについて（法附則第18項関係）

本特例は、令和7年3月31日（以下「特例の期限」という。）までの期限付き特例制度であるため、特例の期限までに申請しなければならないこと。

また、特例の期限をもって3年間の最低在職年数を満たす場合であっても、本特例の対象者として免許状の授与を受けることができることとする。

このため、例えば、令和4年4月1日より認可保育所で保育士として勤務を開始し、令和7年3月31日まで勤務を続けた者については、本特例により免許状の授与を受けることができるものとする。

7. 本特例で免許状を取得した者の教員免許更新制の適用について

本特例制度で取得した教員免許状も教員免許更新制の対象となること。

適切に教員免許状の更新手続（免許状更新講習を受講・修了し、都道府県教育委員会に申請すること）を行わなかったことにより、教員免許状が失効した場合であっても、大学で修得した単位が無効となることはないため、原則として、免許状更新講習を受講・修了

すれば、再度免許状授与の申請を行うことが可能である。しかし、本特例で取得した幼稚園教諭免許状については、本特例制度自体が令和7年3月までしか適用されないため、令和7年4月以降に免許状の授与を受ける場合には、通常どおり教育職員免許法第5条別表第1等に定める所要資格を満たすか、資格認定試験に合格する必要があること。